

別記3 契約指定野菜安定供給事業

第1 資金造成円滑化事業

交付等要綱別記3の契約指定野菜安定供給事業実施要領(本別記において「要領」という。)
第2の1の契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業は、その業務の区域内に
野菜指定産地を含む野菜価格安定法人が行う対象野菜(野菜指定産地の区域内において生産
される当該指定野菜をいう。ただし、要領第2の2(3)の場合にあっては、登録認定農業者等
が生産する指定野菜をいう。以下同じ。)の生産及び出荷の安定を図ることを目的とした次
に掲げる内容の事業とする。

- (1) 機構が造成する関係登録出荷団体等(当該野菜価格安定法人の業務の区域内に所在する
登録出荷団体又は登録生産者(2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域
をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体又は登録生産者にあっては、登録出荷団
体の長又は登録生産者が当該一の都道府県の区域に生産者補給交付金等に関する事務を
委任して行わせようとする者。以下同じ。)及び登録認定農業者等をいう。以下同じ。)
に係る契約指定野菜安定供給資金に対して納付金を納付する。
- (2) 関係登録出荷団体等が行う要領第6の2(第7の2及び第8の2で準用する場合を含
む。)の交付予約に係る数量が過去の実績等からみて適正な数量となるよう、必要に応じ
て、当該関係登録出荷団体等との確認及び調整を行う。

第2 対象出荷期間

要領第5の農産局長が別に定める出荷期間は、別表1の対象野菜の欄に掲げる対象野菜(要
領第8の数量確保費用交付金の場合にあっては、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜)ご
とに、同表の対象出荷期間(基準)の欄に掲げる出荷期間とする。

第3 価格差補給交付金等の交付

1 価格差補給交付金等の交付の対象となる契約

要領第6の1の農産局長が別に定める個別契約は、その定める取引価格が、特定の卸売市
場価格を用いるか、当該卸売市場価格に一定額を加減するか、当該卸売市場価格に一定の係
数を乗ずるかその他これらに類する方法により定められるものであって、その定める取引価
格の設定期間が10日以内(個別契約の期間中、3回以上取引価格を設定する場合であって、
最も長い取引価格の設定期間が最も短い取引価格の設定期間のおおむね2倍以内である
ときは、1か月以内)のものをいう。

2 業務対象年間

要領第6の2(2)の業務対象年間は、3年間以上の期間として機構が定めるものとする。
ただし、機構は、生産者補給交付金等の交付をしたことにより、契約指定野菜安定供給資金
が著しく減少し、この事業を行うことが困難と認められる場合、登録出荷団体等の交付予約
数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業
経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象
年間で短縮することができるものとする。

3 申込期限

(1) 交付予約の申込期限

要領第6の2(2)の農産局長が別に定める基準は、別表1の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の交付予約の申込期限(基準)の欄に掲げる期限とする。

ただし、申込期限までに契約数量が定まらない場合であって、当該申込期限までに機構にその旨を届け出たときは、機構が別途定める申込期限とすることができるものとする。

(2) 交付予約数量の減少及び交付予約の解約の申込期限

要領第6の2(5)の交付予約数量の減少又は交付予約の解約(以下「交付予約数量の減少等」という。)の申込期限について農産局長が定める基準は、別表1に掲げる業務区分について、交付予約数量の減少等をしようとする事業年度の対象出荷期間が開始する月の前月の10日とする。

ただし、交付予約の解約の申込みは、解約をしようとする事業年度の前年度に、当該解約を予定する者が行う要領第6の4(2)に基づく価格差補給交付金等の交付申請後(当該交付申請を行わない場合にあつては、当該対象出荷期間の最後の旬の要領第6の4(2)に基づく公表後)でなければ、行うことができないものとする。

4 数量の基準等

(1) 要領第6の2(3)の農産局長が別に定める基準は、価格差補給交付金等の交付に係る個別契約において、数量に上限値と下限値を設けるものであって、下限値は上限値の140分の60以上のものとする。

(2) (1)の場合において、交付予約数量は当該上限値を上回らないものとする。

5 資金造成単価

要領第6の3(2)の農産局長が別に定める額は、別表1に掲げる業務区分ごとに、同表の資金造成単価(基準)の欄に掲げる額とする。

6 平均取引価額

(1) 要領第6の4(1)の卸売市場は、全国の指定野菜の価格動向を計るものとして、次の表に掲げる地域ごとに機構が定めるものとする(以下当該卸売市場を「地域卸売市場」という。)

北海道
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県
新潟県、富山県、石川県及び福井県
岐阜県、愛知県及び三重県
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
鳥取県、島根県、岡山県及び広島県
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
沖縄県

(2) 要領第6の4(1)の農産局長が別に定める指定野菜は、さといも、たまねぎ及びばれい

しよとする。

7 保証基準額

要領第6の4(1)の農産局長が別に定める額は、別表1に掲げる業務区分ごとに、同表の保証基準額(基準)の欄に掲げる額とする。

8 価格差補給交付金等の交付の対象としない数量

要領第6の5(1)の農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 登録出荷団体にあっては、次のア及びイの数量を合計した数量とする。

ア 登録出荷団体が要領第6の3(1)の負担金相当額を当該登録出荷団体の直接又は間接の構成員に賦課している場合において、当該構成員以外の構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託した対象野菜の数量

イ 指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について(平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「指定野菜事業等の実施について」という。)2(2)により、要領第2の2(1)の委託生産者が登録出荷団体に対して申告する契約指定野菜安定供給事業(以下「契約指定野菜事業」という。)を利用しない期間に当該委託生産者が登録出荷団体に出荷を委託した対象野菜の数量

(2) 登録生産者にあっては、「指定野菜事業等の実施について」2(2)により、登録生産者が機構に申告する契約指定野菜事業を利用しない期間の対象野菜の出荷数量(要領第6の2(4)の特定登録生産者の構成員において契約指定野菜事業を利用しない期間がある場合は、当該構成員が契約指定野菜事業を利用しない期間の対象野菜の出荷数量に限る。)とする。

9 最低基準額

要領第6の5(2)の農産局長が別に定める額は、別表1に掲げる業務区分ごとに、同表の最低基準額(基準)の欄に掲げる額とする。

10 価格差補給補填率

要領第6の5(2)の農産局長が別に定める率は、別表2の価格差補給補填率(基準)の欄に掲げる率とする。

第4 出荷調整補給交付金等の交付

1 出荷調整限度率

要領第7の2の規定により読み替えて準用する要領第6の2(3)の農産局長が別に定める率は、別表2の出荷調整限度率(基準)の欄に掲げる率とする。

2 業務対象年間

要領第7の2の規定により準用する要領第6の2(2)の業務対象年間は、第3の2の規定により機構が定めるものとする。

3 申込期限

要領第7の2の規定により準用する要領第6の2(2)の交付予約の申込期限は、別表1の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の申込期限(基準)の欄に掲げる期限とする。ただし、申込期限までに契約数量が定まらない場合であって、当該申込期限までに機構にその旨を届け出たときは、機構が別途定める申込期限とすることができるもの

とする。

4 資金造成単価

要領第7の2の規定により準用する要領第6の3(2)の農産局長が別に定める額は、別表1に掲げる業務区分ごとに、同表の資金造成単価(基準)の欄に掲げる額とする。ただし、要領第4の1の個別契約において、旬別に、10日を超える期間において固定された価額が取引価額として設定されており、かつ、当該取引価額から運賃相当額を控除した額の加重平均価額(以下4において「契約価額」という。)が要領第7の3(1)の発動基準価額を10分の7で割り戻して得た価額を下回るときは、当該契約価額に10分の7を乗じて得た額とする。

5 平均取引価額

要領第7の3(1)の卸売市場は、第3の6(1)の規定により機構が定めるものとする。

6 発動基準価額

要領第7の3(1)の農産局長が別に定める額は、別表1に掲げる業務区分ごとに、同表の発動基準価額(基準)の欄に掲げる額とする。

第5 数量確保費用交付金の交付

1 数量確保限度率

要領第8の2の規定により読み替えて準用する要領第6の2(3)の農産局長が別に定める率は、別表2の数量確保限度率(基準)の欄に掲げる率とする。

2 業務対象年間

要領第8の2の規定により準用する要領第6の2(2)の業務対象年間は、第3の2の規定により機構が定めるものとする。

3 申込期限

要領第8の2の規定により準用する要領第6の2(2)の交付予約の申込期限は、別表1の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の申込期限(基準)の欄に掲げる期限とする。ただし、申込期限までに契約数量が定まらない場合であって、当該申込期限までに機構にその旨を届け出たときは、機構が別途定める申込期限とすることができるものとする。

4 資金造成単価

要領第8の2の規定により準用する要領第6の3(2)の農産局長が別に定める額は、要領第8の4の契約価額と要領第8の4(3)の購入限度価額の差額に要領第8の4(3)の購入補填率を乗じて得た額とする。ただし、要領第8の4の仕向先変更のみを行い、要領第8の4(3)の他の者からの購入を行わない場合においては、要領第8の4の契約価額と要領第8の4(3)の購入限度価額の差額に要領第8の4(1)の仕向先変更補填率を乗じて得た額とする。

5 平均取引価額

要領第8の3(1)の卸売市場は、第3の6(1)の規定により機構が定めるものとする。

6 登録認定農業者等の特例

(1) 要領第8の2(2)の農産局長が別に定める場合は、当該登録認定農業者等が、当該対象野菜を作付けしている土地(以下「対象作付地」という。)の面積のうち、当該対象作付地の区域内で野菜指定産地又は交付等要綱別記4特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の2(2)の対象産地(以下「指定産地等」という。)である土地の面積の占

める割合が50%未満である場合をいう。

- (2) 要領第8の2(3)の契約取引の推進に関する計画に係る都道府県知事の認定は、野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知。以下「産地強化計画通知」という。）第2の産地強化計画（産地強化計画通知別記の2(2)イの契約取引推進タイプであって、当該対象作付地及び当該対象作付地の区域内で指定産地等である土地の面積を記載したものに限る。）について、当該登録認定農業者等が作成し、都道府県知事の認定を受けるものとする。

7 指標価額

要領第8の3(1)の農産局長が別に定める額は、別表1に掲げる業務区分ごとに、同表の指標価額（基準）の欄に掲げる額とする。

8 数量確保費用交付金を交付する場合の特例

- (1) 要領第8の3(2)の農産局長が別に定める特別の事由は、次のア又はイに該当する場合とする。

ア 特定の地域での激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定するものをいう。）又は病虫害の著しい発生により供給すべき対象野菜に不足を生じたことについて都道府県知事の認定を受けた場合であって、当該都道府県が位置する地域の地域卸売市場における当該指定野菜の旬別の加重平均取引価額が、当該地域ごとに数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として当該指定野菜ごとに機構が旬別に定める額を上回った場合

イ 局所的な気象災害その他の事情により、供給すべき対象野菜に不足を生じた場合

- (2) 要領第8の3(2)の規定により交付する数量確保費用交付金の対象となる指定野菜は、(1)のア又はイの特別の事由に該当する旬に出荷されたものとする。

9 仕向先変更補填率

要領第8の4(1)の農産局長が別に定める率は、別表2の仕向先変更補填率（基準）の欄に掲げる率とする。

10 購入限度率

要領第8の4(3)の購入限度率の基準として農産局長が別に定める率は、別表2の購入限度率（基準）の欄に掲げる率とする。ただし、登録出荷団体等又は登録認定農業者等は、その選択により、それぞれ2分の4、2分の6又は2分の8を購入限度率とする交付予約を機構に対し申し込むことができるものとする。

11 購入補填率

要領第8の4(3)の購入補填率の基準として農産局長が別に定める率は、別表2の購入補填率（基準）の欄に掲げる率とする。

第6 交付予約の上限

要領第9の農産局長が別に定める上限は、次のとおりとする。

機構の一の事業年度における数量の上限： 463,294 トン

機構の一の事業年度における金額の上限： 22,869,121 千円

第7 都道府県の助成

この事業に関し、都道府県が補助を行うときは、次の1から3までにより、登録出荷団体等若しくは登録認定農業者等又は要領第2の1の契約指定資金円滑化事業実施法人を補助事業者として行うものとする。

1 補助事業者の選定

都道府県が補助事業者を選定するときは、当該補助金の受領に係る事務が登録出荷団体等又は登録認定農業者等が本来行う野菜の出荷の事業に及ぼす影響に配慮し、原則として、契約指定資金円滑化事業実施法人を補助事業者とするものとする。ただし、特別の事情により、契約指定資金円滑化事業実施法人を補助事業者とすることが困難な場合においては、登録出荷団体等又は登録認定農業者等を補助事業者とするものとする。

2 債務負担行為の導入

(1) 債務負担行為の導入の検討

都道府県は、当該補助の一部に債務負担行為の形式を導入しようとするときは、当該都道府県に係る生産者補給交付金等の交付率の推移、今後の見通し等からみて、将来、債務負担行為の歳出化の必要性が生ずるおそれがないかどうかを十分検討するものとする。

(2) 債務負担行為の導入方法

ア 債務負担行為の形式による補助は、都道府県の補助事業者に対する補助の4分の1を限度とする。

イ 債務負担行為の導入は、都道府県が補助事業者に対し新たに行う補助（再造成分を含む。）について、その年度の補助を限度に逐次行うものとする。

ウ 債務負担行為の限度額は、初めて債務負担行為を導入する場合にはその年度に導入する債務負担行為の限度額とし、前年度までに債務負担行為を導入している場合にはその年度に新たに導入する債務負担行為の限度額と前年度の債務負担行為の限度額との合計額（その年度に債務負担行為の形式による補助を減少するときは、前年度の債務負担行為の限度額からその年度に減少する額を差し引いて得た額）とする。

エ 債務負担行為の行為年度は、債務負担行為の形式による補助を行う年度であり、都道府県は補助事業者に対して債務負担行為の形式による補助について、現金による補助とともに、その年度において交付決定（債務を負担する行為をいう。以下同じ。）を行うものとする。

オ 都道府県の負担となる年度は、冬野菜等については、生産者補給交付金等の交付が翌年度となることを考慮し、債務負担行為の行為年度及びその翌年度の2年度とする。

カ 都道府県は、その年度に新たな債務負担行為を導入しない場合においても前年度までに導入した債務負担行為が残存するときは、残存額についてその年度に改めて交付決定を行うものとする。

キ 債務負担行為の形式による補助を受けた補助事業者は、機構に対して納付すべき負担金又は納付金（以下「負担金等」という。）の額から当該債務負担行為の額を控除した額を納付する際に、当該債務負担行為の額の全部又は一部を歳出化することが必要として機構から通知があった場合には、直ちに都道府県に対して歳出化の要請をすることにより機構から通知のあった期限までに機構から通知のあった額を納付する旨の契約を機構と取り交わすものとする。

(3) 債務負担行為の歳出化

補助事業者から債務負担行為を歳出化する旨の要請を受けた都道府県は、生産者補給交付金等の交付事務の円滑な遂行に支障の生じないよう直ちに歳出化の手続きをとり、補助事業者に対し補助金（現金）を交付し、当該補助金（現金）の交付を受けた補助事業者は、機構から通知のあった期限までに負担金等を機構に納付するものとする。

3 補助金の交付の条件

補助事業者が機構に納付した負担金等のうち当該都道府県の補助金に相当する部分（以下「補助金相当部分」という。）については、当該都道府県の補助金支出の効率化に資するよう、機構において当該都道府県に所在する全ての登録出荷団体等及び登録認定農業者等の共通のものとして管理することを可能とするため、当該補助に当たっては、機構における補助金相当部分の登録出荷団体等及び登録認定農業者等ごと並びに業務区分ごとの管理を交付の条件としないものとする。

第8 事務の委託

1 登録出荷団体は、当該登録出荷団体に対象野菜の出荷を委託した者に対し、次の事務の全部又は一部を委託することができる。

(1) 生産者からの負担金の徴収

(2) 生産者に対する生産者補給金の交付

2 1の事務の委託（当該委託を受けた者からの再委託を含む。）を受けた者は、生産者ごとに負担金及び生産者補給金を管理することその他負担金及び生産者補給金を適切に管理するための方法を定めた規約を作成し、当該委託を受けた者に対象野菜の出荷を委託した者に対し、当該規約を周知しなければならない。

別表 1

業 務 区 分		申込期限	価格差補給交付金等			出荷調整 補給交付金等	数量確保 費用交付金
			資金造成単価 (基準)	保証基準額 (基準)	最低基準額 (基準)	資金造成単価 及び発動基準 価額 (基準)	指標価額 (基準)
対 象 野 菜	対象出荷期間 (基準)		(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)
春キャベツ	4月1日から 5月20日まで	2月20日	円 銭 26.83	円 銭 77.00	円 銭 47.19	円 銭 60.06	円 銭 111.54
同 上	5月21日から 6月30日まで	4月20日	24.02	68.50	41.81	53.21	98.81
夏秋キャベツ	7月1日から 10月31日まで	5月20日	26.33	75.00	45.75	58.23	108.13
冬キャベツ	11月1日から 12月31日まで	9月20日	23.13	66.50	40.80	51.93	96.43
同 上	1月1日から 3月31日まで	11月20日	26.87	77.00	47.15	60.00	111.44
夏秋きゅうり	7月1日から 9月30日まで	5月20日	74.04	212.00	129.73	165.11	306.63
同 上	10月1日から 11月30日まで	8月31日	90.30	258.00	157.67	200.68	372.68
冬春きゅうり	5月1日から 6月30日まで	3月20日	69.80	199.50	121.95	155.21	288.25
同 上	12月1日から 12月31日まで	10月20日	136.76	390.50	238.55	303.60	563.84
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	11月20日	111.08	317.50	194.08	247.01	458.73
同 上	3月1日から 4月30日まで	12月20日	87.77	251.00	153.48	195.34	362.78
秋冬さといも	6月1日から 7月31日まで	4月20日	110.13	315.00	192.63	245.16	455.30
同 上	8月1日から 9月30日まで	6月20日	86.42	247.00	150.98	192.16	356.86
同 上	10月1日から 12月31日まで	8月31日	78.51	224.50	137.27	174.71	324.47
同 上	1月1日から 3月31日まで	11月20日	76.69	219.00	133.79	170.28	316.24
春だいこん	4月1日から 6月30日まで	2月20日	25.44	73.00	44.73	56.93	105.73
夏だいこん	7月1日から 9月30日まで	5月20日	29.93	85.50	52.24	66.49	123.47
秋冬だいこん	10月1日から 12月31日まで	8月31日	22.07	63.00	38.48	48.97	90.95
同 上	1月1日から 3月31日まで	11月20日	24.37	70.00	42.92	54.62	101.44
たまねぎ 即売もの(4月1日前の期間 において貯蔵されなかったもの)	4月1日から 4月30日まで	2月20日	32.81	94.00	57.54	73.23	135.99

業 務 区 分		申込期限	価格差補給交付金等			出荷調整 補給交付金等	数量確保 費用交付金
			資金造成単価 (基準)	保証基準額 (基準)	最低基準額 (基準)	資金造成単価 及び発動基準 価額 (基準)	指標価額 (基準)
対 象 野 菜	対象出荷期間 (基準)		(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)
たまねぎ 即売もの(5月1日前の期間 において貯蔵されなかったもの)	5月1日から 6月30日まで	3月20日	円 銭 28.23	円 銭 81.00	円 銭 49.63	円 銭 63.16	円 銭 117.30
たまねぎ	7月1日から 10月31日まで	5月20日	33.94	97.00	59.29	75.46	140.14
たまねぎ 即売もの(8月1日前の期間 において貯蔵されなかったもの)	8月1日から 12月31日まで	6月20日	26.33	75.00	45.74	58.22	108.12
同 上	1月1日から 4月30日まで	11月20日	28.09	80.00	48.79	62.09	115.31
たまねぎ 貯蔵もの(11月1日前の期間 において貯蔵されたもの)	11月1日から 12月31日まで	9月20日	44.69	128.00	78.34	99.70	185.16
同 上	1月1日から 3月31日まで	11月20日	49.64	142.00	86.84	110.52	205.26
夏秋トマト (ミニトマトを除く)	7月1日から 9月30日まで	5月20日	94.23	269.50	164.80	209.74	389.52
夏秋トマト (ミニトマト)	同 上	同 上	181.35	518.00	316.50	402.82	748.10
夏秋トマト (ミニトマトを除く)	10月1日から 11月30日まで	8月31日	105.86	302.50	184.88	235.31	437.00
夏秋トマト (ミニトマト)	同 上	同 上	212.45	607.00	370.94	472.11	876.77
冬春トマト (ミニトマトを除く)	5月1日から 6月30日まで	3月20日	86.38	247.00	151.02	192.21	356.97
冬春トマト (ミニトマト)	同 上	同 上	150.56	430.00	262.71	334.36	620.96
冬春トマト (ミニトマトを除く)	12月1日から 12月31日まで	10月20日	118.23	337.50	206.13	262.35	487.21
冬春トマト (ミニトマト)	同 上	同 上	181.57	519.00	317.26	403.78	749.88
冬春トマト (ミニトマトを除く)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	11月20日	106.59	304.50	186.07	236.82	439.80
冬春トマト (ミニトマト)	同 上	同 上	192.35	549.50	335.78	427.36	793.66
冬春トマト (ミニトマトを除く)	3月1日から 4月30日まで	12月20日	106.91	305.50	186.71	237.64	441.32
冬春トマト (ミニトマト)	同 上	同 上	184.15	526.50	321.89	409.68	760.84
夏秋なす	7月1日から 9月30日まで	5月20日	90.22	257.50	157.26	200.14	371.70

業 務 区 分		申込期限	価格差補給交付金等			出荷調整 補給交付金等	数量確保 費用交付金
			資金造成単価 (基準)	保証基準額 (基準)	最低基準額 (基準)	資金造成単価 及び発動基準 価額 (基準)	指標価額 (基準)
対 象 野 菜	対象出荷期間 (基準)		(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)
			円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
同 上	10月1日から 11月30日まで	8月31日	94.38	269.50	164.63	209.53	389.13
冬 春 な す	5月1日から 6月30日まで	3月20日	100.09	286.00	174.79	222.46	413.14
同 上	12月1日から 12月31日まで	10月20日	134.60	384.50	234.95	299.03	555.33
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	11月20日	126.71	362.50	221.71	282.18	524.04
同 上	3月1日から 4月30日まで	12月20日	115.91	331.00	202.21	257.36	477.95
春夏にんじん	4月1日から 5月31日まで	2月20日	43.55	124.50	76.11	96.87	179.91
同 上	6月1日から 7月31日まで	4月20日	39.43	113.00	69.19	88.06	163.54
秋にんじん	8月1日から 10月31日まで	6月20日	39.27	112.50	68.87	87.65	162.77
冬にんじん	11月1日から 12月31日まで	9月20日	33.86	97.00	59.38	75.57	140.35
冬にんじん (金 時)	同 上	同 上	73.90	211.50	129.39	164.68	305.84
冬にんじん	1月1日から 3月31日まで	11月20日	35.45	101.00	61.61	78.41	145.63
冬にんじん (金 時)	同 上	同 上	55.15	158.00	96.72	123.10	228.61
春 ね ぎ	4月1日から 6月30日まで	2月20日	108.06	309.00	188.93	240.45	446.55
春 ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	同 上	118.26	338.00	206.60	262.94	488.32
春 ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	同 上	197.78	565.50	345.74	440.03	817.21
夏 ね ぎ	7月1日から 9月30日まで	5月20日	104.32	298.00	182.09	231.75	430.39
夏 ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	同 上	168.92	482.50	294.81	375.21	696.83
夏 ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	同 上	296.37	846.50	517.20	658.25	1222.47
秋 冬 ね ぎ	10月1日から 12月31日まで	8月31日	59.86	171.00	104.49	132.99	246.97
秋 冬 ね ぎ (はく皮して調製したものに 限る。)	同 上	同 上	92.08	263.50	161.19	205.15	380.99
秋 冬 ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	同 上	178.53	510.50	312.13	397.25	737.75
秋 冬 ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	同 上	263.11	752.00	459.66	585.02	1086.46

業 務 区 分		申込期限	価格差補給交付金等			出荷調整 補給交付金等	数量確保 費用交付金
			資金造成単価 (基準)	保証基準額 (基準)	最低基準額 (基準)	資金造成単価 及び発動基準 価額 (基準)	指標価額 (基準)
対 象 野 菜	対象出荷期間 (基準)		(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)
秋 冬 ね ぎ	1月1日から 3月31日まで	11月20日	円 銭 50.96	円 銭 146.00	円 銭 89.38	円 銭 113.75	円 銭 211.25
秋 冬 ね ぎ (はく皮して調製したものに 限る。)	同 上	同 上	89.86	257.00	157.16	200.02	371.46
秋 冬 ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	同 上	153.97	440.00	268.92	342.26	635.62
秋 冬 ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	同 上	237.30	678.00	414.33	527.32	979.32
春 は く さ い	4月1日から 6月30日まで	2月20日	21.34	61.00	37.29	47.46	88.14
夏 は く さ い	7月1日から 8月10日まで	5月20日	23.16	66.00	40.27	51.25	95.19
同 上	8月11日から 9月30日まで	6月20日	28.28	81.00	49.58	63.10	117.18
秋 冬 は く さ い	10月1日から 10月31日まで	8月31日	21.24	60.50	36.90	46.96	87.22
同 上	11月1日から 12月31日まで	9月20日	16.15	46.00	28.06	35.71	66.33
同 上	1月1日から 3月31日まで	11月20日	19.93	57.00	34.86	44.37	82.41
ば れ い し ょ 即売もの(4月1日前の期間 において貯蔵されなかったも の)	4月1日から 6月30日まで	2月20日	48.40	138.50	84.72	107.82	200.24
ば れ い し ょ	7月1日から 9月30日まで	5月20日	40.20	115.00	70.33	89.52	166.24
同 上	10月1日から 12月31日まで	8月31日	31.19	89.50	54.85	69.80	129.64
同 上	1月1日から 3月31日まで	11月20日	34.61	99.00	60.54	77.06	143.10
ば れ い し ょ 即売もの(1月1日前の期間 において貯蔵されなかったも の)	同 上	同 上	50.36	144.00	88.05	112.06	208.12
夏 秋 ピ ー マ ン	6月1日から 7月31日まで	4月20日	108.92	311.00	189.98	241.79	449.05
同 上	8月1日から 10月31日まで	6月20日	106.16	303.00	185.05	235.52	437.39
冬 春 ピ ー マ ン	4月1日から 5月31日まで	2月20日	127.29	364.00	222.57	283.27	526.07
同 上	11月1日から 12月31日まで	9月20日	112.88	322.50	197.08	250.83	465.83

業 務 区 分		申込期限	価格差補給交付金等			出荷調整 補給交付金等	数量確保 費用交付金
			資金造成単価 (基準)	保証基準額 (基準)	最低基準額 (基準)	資金造成単価 及び発動基準 価額 (基準)	指標価額 (基準)
対 象 野 菜	対象出荷期間 (基準)		(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)
同 上	1月1日から 3月31日まで	11月20日	円 銭 147.13	円 銭 420.50	円 銭 257.02	円 銭 327.11	円 銭 607.49
春ブロッコリー	4月1日から 5月31日まで	2月20日	111.83	319.50	195.25	248.50	461.50
夏秋ブロッコリー	6月1日から 7月31日まで	4月20日	117.31	335.50	205.16	261.11	484.93
同 上	8月1日から 9月30日まで	6月20日	147.11	420.50	257.05	327.15	607.57
同 上	10月1日から 10月31日まで	8月31日	129.02	369.00	225.65	287.19	533.35
冬ブロッコリー	11月1日から 12月31日まで	9月20日	97.38	278.50	170.30	216.74	402.52
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	11月20日	106.61	305.00	186.55	237.43	440.93
同 上	3月1日から 3月31日まで	12月20日	87.19	249.00	152.12	193.61	359.55
ほうれんそう	4月1日から 6月30日まで	2月20日	135.31	386.50	236.16	300.57	558.19
同 上	7月1日から 9月30日まで	5月20日	214.17	612.00	374.03	476.04	884.07
同 上	10月1日から 12月31日まで	8月31日	164.21	469.50	287.05	365.34	678.48
同 上	1月1日から 3月31日まで	11月20日	131.28	375.50	229.63	292.25	542.75
春レタス (結球)	4月1日から 5月31日まで	2月20日	46.94	134.50	82.35	104.81	194.65
春レタス (非結球)	同 上	同 上	76.55	218.50	133.44	169.83	315.39
夏秋レタス (結球)	6月1日から 7月31日まで	4月20日	37.37	106.50	64.98	82.70	153.58
夏秋レタス (非結球)	同 上	同 上	69.24	198.00	121.07	154.09	286.17
夏秋レタス (結球)	8月1日から 10月31日まで	6月20日	49.55	141.50	86.45	110.03	204.35
夏秋レタス (非結球)	同 上	同 上	90.06	257.50	157.43	200.37	372.11
冬レタス (結球)	11月1日から 11月30日まで	9月20日	48.49	138.50	84.62	107.70	200.02
冬レタス (非結球)	同 上	同 上	83.41	238.50	145.82	185.59	344.67
冬レタス (結球)	12月1日から 12月31日まで	10月20日	61.25	175.00	106.95	136.12	252.79
冬レタス (非結球)	同 上	同 上	89.09	255.00	156.01	198.56	368.76
冬レタス (結球)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	11月20日	68.52	196.00	119.87	152.57	283.34

業 務 区 分		申込期限	価格差補給交付金等			出荷調整 補給交付金等	数量確保 費用交付金
			資金造成単価 (基準)	保証基準額 (基準)	最低基準額 (基準)	資金造成単価 及び発動基準 価額 (基準)	指標価額 (基準)
対 象 野 菜	対象出荷期間 (基準)		(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)	(kg当たり)
冬 レ タ ス (非 結 球)	同 上	同 上	円 銭 102.42	円 銭 292.50	円 銭 178.70	円 銭 227.44	円 銭 422.38
冬 レ タ ス (結 球)	3月1日から 3月31日まで	12月20日	51.49	147.50	90.29	114.91	213.41
冬 レ タ ス (非 結 球)	同 上	同 上	79.68	228.00	139.47	177.51	329.65

(注) ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）の対象となるでん粉原料用のものを除く。

別表 2

価格差補給補填率（基準）	10分の9
出荷調整限度率（基準）	10分の3
数量確保限度率（基準）	2分の1
仕向先変更補填率（基準）	10分の7
購入限度率（基準）	2分の3
購入補填率（基準）	10分の9